

議第1号

高山市犯罪被害者等支援条例について

高山市犯罪被害者等支援条例を次のように制定するものとする。

平成31年2月26日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

犯罪被害者等を支援するため制定しようとする。

高山市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）に基づき、本市における犯罪被害者等の支援について、基本理念、市及び市民等の役割分担を定め、犯罪被害者等が地域社会において配慮され、尊重され、支えられて、平穏な生活を営むことができる社会の実現に向け、行政、関係機関、民間の団体、市民が思いを共有して、犯罪被害者等への支援を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 関係機関等 国、県その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体等をいう。
- (4) 市民等 市内に在住、在勤又は在学する個人並びに市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) 二次的被害 犯罪等により犯罪被害者等が直接受ける被害以外の、捜査、公判、医療、福祉等の過程で配慮に欠ける言動、中傷、報道等によって被るプライバシーの侵害、経済的な損失、精神的な苦痛その他の犯罪等が行われた後に副次的に受ける被害をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の人としての尊厳が重んじられるよう配慮して行うことを基本とする。

- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるまでの間、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行われることを基本とする。
- 3 犯罪被害者等の支援は、その過程において、二次的被害の防止に最大限配慮して行われることを基本とする。

(市の役割)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、法第11条から第23条までに規定する基本的施策について、国との役割分担のもと犯罪被害者等を支援するための施策を策定し、実施するものとする。

- 2 市は、犯罪被害者等を支援するための施策を実施するにあたり、関係機関等と連携協力に努めるものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等への支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の名誉及び平穏を害することのないよう、か

つ、二次的被害を与えることのないよう配慮するものとする。

2 市民等は、市の犯罪被害者等を支援するための施策に協力するよう努めるものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。